

大阪市監査委員	前 田 修 身
同	床 田 正 勝
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成23年12月 5 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成23年12月 5 日、平野区役所市民協働課担当職員にかねてより告発していた、喜連西連合振興町会役員の 1 人の交付金横領への不作為に対する措置を請求する。

喜連西連合振興町会に平成20年度から平成22年度にかけて支給された交付金は 3 年分で2,600,800円になるが、その役員は当時の他の役員、各町会長、住民にも一切知らせずに全額を横領し、このことを私達「喜連西地域を考える会」の情報公開請求で、初めて住民と連合が知ることになったのは平成23年 8 月末のことである。

この交付金の不正流用を担当職員に告発したところ、連合が決算書の修正再提出する11月末まで聴き取り調査だけで、交付金が振り込まれた銀行通帳の追跡調査もしないで、ただ、告発した私に対して連合の修正どおり整合性が確認されたとの電話報告だけである。

これは、違法もしくは不当な公金の支出だけでなく、地方公務員法第30条のサービスの根本基準「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しな

なければならない」に抵触しないだろうかと疑問を抱かざるをえない。

こんな税金のムダ使いを放置すれば市役所の信用は失墜する、当然この交付金は返還を要求すべきである。

言うまでもなく、この交付金は3年間地域で使用されていない、喜連西連合振興町会の決算書（平成20年～23年）を見れば明らかであり、3年もたってから決算書を修正して、それを受け入れる個人や団体はいない。

それは地域住民をないがしろにしている証拠であり、公共の利益よりその役員を優先した結果で、これは単なる交付金横領の問題だけではなく、区役所の全職員のイメージダウンは計り知れない。

なぜなら、喜連西地域の連合加盟町会は約20%しかなく、約80%の住民は今の連合を嫌って非加盟である。

よってこの問題については、全住民がすでに知っており区役所の対応を見ているので、やっぱり連合と役所はグルか、何を言ってもあかんとなり、今後の影響は決して小さくはなく、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）にも抵触する。

措置要求は2つあり、1つはその役員に交付金の全額を返還させることであり、そしてその役員及び支持した役員は解任、さらに地域住民に対して謝罪表明をするように指導ないし勧告をする、そうすれば役所のイメージダウンも回復する。

2つめは「市政協力の対価」としている連合への財政支援は、一切打ち切ることである。なぜなら、喜連西地域では連合加入町会は全体の約20%であるが、残り約80%の自治会に対しても公報、ポスターの掲示や行政文書の配布依頼はきているが、「市政協力の対価」は支払われていない。

全体の約20%の町会だけに全体の補助金・交付金を支給することは不公平であり、全体の奉仕者として、公共の利益のために反する行為である。

故に町会への財政支援は一切打ち切るか、支給するなら全町会に公平に支給すべきである。

事実証明書

- ・ 平成20年度 喜連西連合振興町会決算書、交付金活動別用途報告書
地域振興事業（補助対象事業）収支報告書
- ・ 平成21年度 喜連西連合振興町会決算書、交付金活動別用途報告書
地域振興事業（補助対象事業）収支報告書
- ・ 平成22年度 喜連西連合振興町会決算書、交付金活動別用途報告書
地域振興事業（補助対象事業）収支報告書
- ・ 喜連西連合振興町会総合口座通帳

- ・ 喜連西地域全自治会、町会名簿

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

本件請求は、平成20年度から平成22年度にかけて平野区地域振興会に交付された地域振興交付金のうち喜連西連合振興町会に配分された地域振興交付金について、同連合の役員の1人がその全額を横領し、本市に3年分で2,600,800円の損害が生じているにもかかわらず、本市職員等が請求権の行使を行わず、違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。

「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の規定（1年の請求期間の制限）は適用されないとされている。

本件請求においては、請求人の主張する請求権は、喜連西連合振興町会の役員の1人が喜連西連合振興町会に配分された地域振興交付金を横領したとすることにより発生するものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にないことから、監査請求期間の制限の適用はなく法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成20年度から平成22年度に平野区地域振興会に交付された地域振興交付金のうち喜連西連合振興町会に配分された地域振興交付金について、本市職員等に違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成23年12月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として「連合町会における補助金・交付金横領事件の社会的構造」と題する書面及び3月度連合町会長会議議事録が提出された。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 平野区喜連西連合振興町会は、役職に就きたがる人と無関心層だけで加盟率が約2割しかないにもかかわらず、区役所は連合を町会全体とみなし、毎年多額の交付金等を支給している。
- ・ 地域には役職に就きたがる人がおり、同じ役職を何年も続けるために会則条文の3期6年の任期限度を削除し、長年にわたり役職を継続している。
- ・ 喜連西連合振興町会役員の1人は、3年間交付金の存在を公表せず会計も会計監査も誰も知らなかったため、8月3日に情報公開請求し、8月30日に資料を受領し、9月10日に本人へ送付し、9月15日に市民協働課担当職員に決算書を見せ、収入欄に交付金の記載がないことを指摘した。
- ・ 指摘した際に、返還請求の可能性もあることから調査及び確認を行うということになったが、一度中間報告があったものの、11月29日になって電話一本で、決算書は杜撰であったが交付金の横領はないとの報告があり、3年間も決算書に記載していなかったのに、修正し書き換えたということが通用するのか。
- ・ 市政協力への対価としての地域振興交付金等は、すべてやめてもらいたい。連合に加入していない町会であっても、ポスター等も送付されており市政に協力している。安易に役所が補助金を出しすぎであり、出さなければ本当のボランティアが出てくる。

3 監査対象局の陳述

平野区役所及び市民局を監査対象局とし、平成24年1月12日に平野区長及び市民局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 現地調査

監査委員及び監査・人事制度事務総括局職員が平成24年1月18日に、喜連西連合振興町会（老人憩いの家喜連西会館）を訪問し、喜連西連合振興町会役員から事情聴取を実施するとともに、関係書類の確認など現地調査を行った。

5 監査対象局からの事情聴取

平成24年1月26日に開催した監査委員会議において、平野区長及び市民局長ほか関係職員から、平成24年2月2日に開催した監査委員会議においては、平野区長及び市民部長ほか関係職員並びに平野区地域振興会会長より事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

(2) 地域振興交付金交付要綱（平成22年3月1日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

ア 目的

大阪市地域振興会の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

イ 対象経費等

地域振興交付金は、大阪市地域振興会が行う①行政連絡事項の周知に関する活動（ポスターの掲示、回覧の回付等）、②関係機関等との協働に関する活動（区震災訓練、年末夜警等）、③地域振興会の運営に関する活動（連合振興会長会、振興町会長会等）、④その他市が特に依頼する事業に関する活動の行政協力活動の経費（各種委員の推薦等）を対象とするものとする。

交付先は、各区地域振興会とされ、各区地域振興会への地域振興交付金の算定基準額は、1区あたり1,000,000円、1連合地域振興会あたり30,000円、1振興町会あたり35,000円、1振興町会あたりの回覧回付世帯数に応じて35,000～45,000円を積算した額とされている。

ウ 交付申請及び交付決定等

交付金の交付を受けようとする区地域振興会の代表者は、交付申請書を市長に提出し、市長は当該申請に係る書類を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書により交付金の交付申請を行った者に通知する。

エ 取消し及び返還

市長は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

市長は、交付金の交付決定を取消した場合において、すでに交付金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

また、交付対象団体は、交付金の返還を求められたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

オ 実績報告等

申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に事業実績報告書に、活動実績報告書、活動別使途報告書を添付して市長に提出しなければならない。また、市長は、申請者に対し必要に応じて立入検査を行うことができる。

カ 関係書類の保存

申請者はこの交付金に関する書類を事業終了後、当該年度が属する年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

(3) 地域振興交付金の透明性の確保について

平成20年12月4日付け「地域振興活動補助金」・「地域振興交付金」の交付に係る事務取扱上の留意点（市民局長通知）により、区長は、団体への指導・助言として、補助金及び交付金については公金支出であることから、その収支は各団体に証拠書類とともに必ず予算、決算関係書類に記録し、その使途及び配分方法については、各団体の総会等で会員に周知しておくことを指導することとされている。

また、区役所での事務処理上の留意点として、交付金については、その流れを区役所及び区地域振興会において把握し、組織として使用され、会長等の個人収入となっていないことがわかる収支記録があること並びに組織の会員に明らかになっていることを確認しておくこととされている。

(4) 申請等の手続の概要

申請、交付手続は、区地域振興会の会長が、市長あてに回覧回付世帯数のわかる書類を添付した交付金申請書を提出し、区役所が審査の

うえ、交付を決定し、交付金交付決定通知書を交付している。

事業実績報告は、区地域振興会の会長が、市長あてに活動実績報告書、活動別用途報告書を添付し、実績報告書を提出している。

平野区地域振興会に交付された地域振興交付金については、連合割、町会数割、加入世帯数割で積算され、22連合振興町会にそれぞれ配分されている。

(5) 喜連西連合振興町会（以下「当該連合町会」という。）

喜連西小学校下の振興町会をもって構成されており、設置目的は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに、区行政の円滑化並びに日赤の事業に協力し、地域社会の福祉の増進とその向上発展を図る事を目的としている。

実施事業は、地域の連帯性を高め社会福祉を増進する事業、公共団体、地域団体、日赤事業に対する協力、災害発生時における各種協力活動、会員及び一般住民の文化教養の向上と普及に対する活動等とされている。

(6) 地域振興交付金の交付実績

当該連合町会に配分された地域振興交付金（以下「本件交付金」という。）の交付実績は、次表のとおりである。

年度	喜連西連合振興町会交付額	町会数	世帯数	【参考】 平野区地域振興会交付額	決定日	支払日
20	923,510	15	1,834	20,252,000	20.6.1	20.7.25
21	834,470	12	1,706	19,997,000	21.6.30	21.8.28
22	842,820	12	1,747	20,165,000	22.6.30	22.8.23
合計	2,600,800			60,414,000		

(7) 平野区役所による立入検査等の内容

ア 事実経過

平成23年8月3日 平野区役所は、請求人が行った当該連合町会の平成19年度から22年度の決算書（金銭出納簿付き）についての情報公開請求について、不存在による非公開の回答を行った。

8月12日 平野区役所は、平成19年度から22年度の当該連合町会に対する補助金・交付金に関する資料について、請求人に対して情報提供を行った。

- 8月下旬 平野区役所は、請求人から当該連合町会の決算書について、収入の項目に本件交付金の記載がない旨の指摘があり、当該連合町会の役員（以下「当該役員」という。）に対して、複数回に亘り事実確認を行うとともに関係書類の確認を実施した。
- 9月29日 当該役員は、当該連合町会定例会において、本件交付金について、当該役員が預かり金として別会計で処理しており、会計処理上誤った処理をしているものの横領はしていないことの釈明と謝罪を行った。
- 10月下旬 当該役員及び他の2名の役員は、平野区役所に対して、決算書の修正及び監査を行い総会等で修正報告を行う旨の報告を行った。
- 11月19日 当該役員は、当該連合町会町会長・社会福祉協議会役員合同の臨時会議（定員21名中17名の参加で、3分の2以上の出席により成立）において、平成20年度から平成22年度の本件交付金の会計処理上の誤りを謝罪し、使途及び各年度の修正決算書に基づいて決算報告及び会計監査報告を行い了承された。
- 11月25日 平野区役所は、当該役員と面談し、本件交付金に関する活動別使途報告書と領収書等の確認（現認）を行った。

イ 立入検査等の内容

本件交付金の対象事業の実施等については既に確認済みであった平野区役所市民協働課担当職員は、当該連合町会に対して実施した立入検査では、請求人からの指摘にある決算書に本件交付金の記載がないことについて当該役員に確認を行ったが、別会計で現金管理していたとのことであり、帳簿等は作成しておらず領収書の保管だけであること、平野区地域振興会が本件交付金を振り込んだ預金通帳を一部紛失していることを確認した。

また、平野区役所市民協働課担当職員は、活動別使途報告書により、本件交付金が充てられたという領収書の確認並びに当該役員及び複数の連合役員への事実確認は行ったが、帳簿等が作成されておらず一部の預金通帳を紛失していることから、それ以上の詳細調査

は実施しなかった。

(8) 監査請求後の平野区役所による再調査

監査・人事制度事務総括局から平野区役所に対して、本件交付金が充てられた詳細が不明確であるため、紛失した預金通帳の明細を金融機関に再発行を求めるなど、改めて調査を実施するように依頼した。

ア 本件交付金に係る事業の実施状況

平成20年度から平成22年度における本件交付金が充てられた事業について、改めて調査を行い、町会長会議の議事録や事業の案内・リーフレットなどにより、すべての事業が実施されていることを確認した。

イ 本件交付金振込口座とその入出金状況

本件交付金が振り込まれている口座とその入出金状況については、平成20年度は当該役員の個人名義の口座であり、平成20年7月28日に本件交付金923,510円が入金されており、その前日までの残額が940円であることから入金当日残高が924,450円となっている。

その後、次の入金までに、同日付けで4,179円及び4,774円の2件（合計8,953円）が振替されているほか、7月29日付けで100,000円、7月30日付けで150,000円、8月12日付けで660,000円、同日付けで4,000円の4件（合計914,000円）が出金されている。

平成21年度本件交付金は、当該連合町会名義の口座に振り込まれているが、平成21年9月2日に本件交付金834,470円が入金されており、9月7日にほぼ同額の830,470円が出金されている。

平成22年度本件交付金は、平成20年度と同じ個人名義の口座に振り込まれており、平成22年8月25日に本件交付金842,820円が入金され、その前日までの残額が15,232円であることから入金当日残高が858,052円となっている。

その後、次の入金までに、8月26日付け4,741円、同日付け9,030円、9月27日付け5,686円、同日付け4,515円の4件（合計23,972円）が振替されているほか、8月26日付け350,000円、9月24日付け135,000円の2件（合計485,000円）が出金されている。

ウ 平成20年度から平成22年度における本件交付金に関する書類の保存

当該連合町会の出納簿には、本件交付金の入金に関する記載はなく、平成23年11月19日に当該連合町会町会長・社会福祉協議会役員合同の臨時会議で了承された修正決算書と修正された出納簿において確認できるのみである。また、本件交付金の出金についても当該

連合町会の出納簿では本件交付金が充てられたとされる支出が散見されるのみで、保管されている領収書等によって確認を行う状況であった。

その領収書等においても、領収書そのものがないもの、領収書の日付けや印がないもの、領収書の記載では購入物の内容が明らかでないもの、活動別使途報告書に記載されている活動月日と領収書の日付けが食い違っているもの等が複数見受けられた。

平野区役所の調査によれば、領収書等がない場合に連合内部での会計処理を行う「出金伝票」については、事業の際の謝礼的な支払いがあることや、領収書等と本件交付金の対象事業との関連性等については、当該連合町会役員等に聞き取りを行い確認を行ったとのことであった。

エ 事実確認を行った関係資料等

- ・ 本件交付金活動別使途報告書
- ・ 本件交付金が振り込まれた預金通帳
- ・ 紛失した預金通帳の金融機関が発行した普通預金元帳
- ・ 本件交付金が充てられたとされる領収書等
- ・ 領収書がないものは、当該連合町会が作成した出金伝票、事業実施を確認した案内及びリーフレット等の資料

(9) 現地調査の状況

監査委員等による現地調査においては、当該連合町会の当該役員及び他の11名の役員から聞き取りを行い、関係書類等の確認を行った。

ア 確認内容

当該連合町会では、当該連合町会の定期預金以外の当該連合町会名義の通帳は、1冊のみであり、その通帳と印鑑は当該役員と別の役員がそれぞれ管理しているものの、そのほとんどが数万円単位で出金され、金庫において現金保管されていた。当該役員によれば、本件交付金の存在については、平成20年度は当該役員しか知らず、当該役員が個人で保管していたこと、平成21年度は当該連合町会の会計残高が少なくなったことから、当該連合町会名義の通帳に入金され、他の役員1名も知ることとなったとのことであった。

また、本件交付金の振込口座については、平成20年度及び平成22年度は、当該役員の個人口座に入金していたこと、平成20年度の通帳残金940円が私金であること、その後の振替4,179円及び4,774円の2件（合計8,953円）は当該役員の個人支出であること、並びに平成22年度の残金15,232円が私金であること、その後の振替4,741

円、9,030円、5,686円、4,515円の4件（合計23,972円）が当該役員の個人支出であることを確認した。

さらに、領収書等について、領収書そのものがないもの、領収書の日付けや印がないもの、領収書の記載では購入物の内容が明らかでないもの、活動別使途報告書に記載されている活動月日と領収書の日付けが食い違っているもの等について、説明できる資料の有無を確認したところ、平成20年度から平成22年度の本件交付金の対象事業とされていた「盆踊り」又は「盆踊り大会」について別途作成されている決算書が提出された。このほか、活動別使途報告書に記載されている活動月日と領収書の日付けが食い違っているのは、実際の事業実施よりも相当前に事業に関連する物品について購入する可能性がある旨、また平成20年度本件交付金を各町会あてに分配した内訳書のなかで事務員とされているものについては、当該連合町会の事務執行を行っていたネットワーク推進員への謝礼である旨の説明があった。

イ 事実確認を行った関係資料等

平野区役所が再調査を行った資料に基づき、平成21年度に本件交付金が振り込まれた当該連合町会名義の預金通帳、本件交付金が充てられた領収書等の原本確認を行った。

(10) 自主返還

平野区地域振興会から、平成20年度から平成22年度における本件交付金について全額を返還したい旨の申し出があったので、平成24年2月1日付で平野区役所が全額の返還を受けた。

2 監査対象局の陳述内容等

本件住民監査請求における大阪市地域振興交付金に関する指摘内容について、市民局及び平野区役所において改めて事実関係を確認したが、地域振興交付金の支出については、交付要綱の趣旨に沿った運用、処理がなされている。

地域振興交付金については、大阪市地域振興会の活動に対し交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とし、地域振興会の活動に要する基礎的な経費を支援する制度として平成20年度に新設した制度である。

交付対象としては、大阪市地域振興会が行う、ポスターの掲示及び回覧の回付等の行政連絡事項の周知に関する活動、区震災訓練及び年末夜警等の関係機関等との協働に関する活動、地域振興会の運営に関する活動、そ

の他市が特に依頼する事業に関する活動の行政協力活動の経費を対象としている。

支出手続きについては、20年度から22年度までは、市民局から各区役所へ予算配分し、各区地域振興会からの回覧回付世帯数のわかる書類を添付した申請に基づき各区役所が交付決定を行い、各区地域振興会に前金払いにより交付金を交付することとしており、事業完了後、事業実績報告書に活動実績報告書及び活動別用途報告書を添付して区地域振興会が区役所に提出し、区役所は提出された事業実績報告書及び添付書類に基づき、実績の確認を行っている。

なお、地域振興交付金は、この間の住民監査請求における公金の交付に係る監査委員の意見をふまえ、市民局と区役所が連携し、団体への指導を行うとともに区における審査体制の拡充を図ってきた。

また、大阪市においては、平成23年度から新たな市政改革の基本方針に基づき、地域から市政を変える取組を推進するため、公共的な地域活動のより一層の活性化を目的として、新たに地域交付金制度を創設した。

これに伴い、地域振興会に対する支援としては、大阪市地域振興活動補助金を廃止し、地域のコミュニティづくりや、安全・安心なまちづくり等の地域活動に活用するため地域振興交付金の制度を拡充した。

交付金の使途の確認については、区役所における地域担当職員による履行確認や、必要に応じて現場調査や関係先への聴取を行うなど、事業報告の審査をより厳格に行うことにより、引き続き適正な公金の支出に努める。

平野区役所においては、地域振興交付金の交付につき、区の連合振興町会長会議及び会計部長会において地域振興交付金交付要綱を配布するとともに、交付金の使途並びに会計処理が適正になされるよう、区役所の地域振興担当から細かく説明、指導を行ってきた。

平成20年度に出された当区喜連東連合振興町会への補助金に関する住民監査請求において補助金の全額返還が決定されて以降、補助金等公金の管理については、その後の市民局長通知「地域振興活動補助金」・「地域振興交付金」の交付に係る事務取り扱い上の留意点について（通知）に沿い厳格な管理を進めてきた。

地域振興会に対しての大阪市からの活動支援内容が、平成20年度より地域コミュニティ活動活性化のための地域振興活動補助金と行政協力活動に対する役務の対価としての報償金である地域振興交付金の2本立てに移行したことに伴い、それぞれの制度の内容、留意点等について年度当初に連合振興町会に説明し、適正な執行管理をお願いしてきた。

平成22年度においても、5月26日に開催した連合振興町会長会議において、総務省所管のコミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会が作成した「コミュニティ団体運営の手引き」に基づき、会計処理等の基本についても再度共通理解を深めてきた。

また、8月17日に区民センターにおいて開催された会計部長会においても同様の内容で共通理解を進めるとともに、あわせて留意点として、振込確認後、帳簿に大阪市地域振興交付金の収入及び交付金を使用した事業の経費に係る支出を記載すること、交付金を使用した事業の経費に係る領収書について、日付、宛名、内訳等が記載されていることを確認のうえ保管すること、交付対象になる活動経費は交付金交付要綱第3条のとおり広範にわたっているものの、飲食を目的とした活動は交付対象にはならないこと、実績確認のため、年度末に活動実績報告書及び活動別使途報告書を提出する必要があること等を説明している。

請求人からは、平成23年8月3日に喜連西連合振興町会の平成19年度から22年度の決算書、金銭出納簿付きについての情報公開請求があったが、区役所には当該文書は保管しておらず不存在による非公開での回答をした。

関連して情報提供の依頼を受け、8月12日に平成19年度から22年度の喜連西連合振興町会に対する補助金・交付金の資料を提供した。

8月下旬、請求人は独自に入手した喜連西連合振興町会の決算書を持参し、収入の項目に地域振興交付金の記載がなく、役員の一人在、以降当該役員とするが、横領しているとの指摘があり、指摘内容について区役所も確認し、名前を出しても良いとの請求人の了承を得て、喜連西連合振興町会当該役員に事情を聞くこととした。

翌日、喜連西連合振興町会当該役員に請求人の指摘事項について伝え、区役所並びに請求人に決算書に交付金の記載がないことについて説明することが必要であることを伝えた。

8月下旬、当該役員と面談し、当該役員と請求人との接触があったことを聞き、当該役員からは、連合振興町会の役員会、当該役員他役員2名が出席したものを開き、「交付金について当該役員の預かり金として別会計で処理していた、会計上誤った処理ではあるが、横領はしていない」と謝罪と説明を行ったと聞いた。

区役所からは、今後、交付金の収支について調査することになるため、領収書や差引簿などの明らかな証拠の提示が必要である旨を伝えた。

9月2日頃、当該役員と面談し、書類を示しての説明の時期がいつになるのかを聞くとともに、本件が重大な問題で、外に対しても内に対しても

はっきりと証拠書類を示して説明していく必要があり、それが唯一の解決方法であることを説明したが、当該役員は整理ができるまで待つてほしいとのことであった。

9月13日当該役員と面談、進捗状況をたずねるとともに、単に領収書を提示しての使途の説明のみではだめで、連合振興町会の決算書に交付金の計上が欠落しているので、組織としても整理を進めていく必要があることを伝えた。

その後、9月22日に喜連西連合振興町会の役員会、当該役員他役員2名が出席し開催され、29日には定例会が、当該役員他役員22名の出席において、当該役員から交付金について、当該役員の預かり金として別会計で処理しており、会計処理上誤った処理をしているものの横領はしていないことの釈明と謝罪を行ったとのことであった。

10月4日請求人が来庁し、交付金の収入が記載された通帳の確認を要請された。区役所からは、当該役員は別会計で預かり金のような方法で処理したことについて非を認めており、今後決算書を修正して住民に報告を行うと言っていることを伝えるとともに、今後、その内容を見て交付金等の連合振興町会からの報告の整合性や決算書の内容について確認していくことを伝えた。

10月5日当該役員と面談し、請求人の指摘事項を伝え、通帳の提示を依頼し、そのうえで、どのような方法で交付金を管理していたか、証拠書類はあるのか、客観的に明白な証拠書類が必要であることを伝え、その後、区役所側から当該役員と数回接触し事情聴取を行った。

時期は不明であるが、その後請求人から電話があり、当該役員との話し合いの概要と今後の方向について伝えた。

10月下旬、当該役員他2名の役員が来庁し、連合振興町会の決算書を遡って修正することに関して、補助金及び交付金との関連事項について確認し、本来の正しい内容で証拠書類も整理した上で修正し、監査も受け、地域住民に総会等で謝罪と修正報告し承認を受けるように伝え、また、会計上の整理に目処がつけば、確認に行くので連絡が欲しいと伝えた。

11月7日に喜連西連合会館を訪問し立ち入り検査を行い、その際に、修正後の決算書と関係書類と21年度と22年度の交付金の入金記載されている通帳を確認した。

各年度の現金差引簿及び修正部分の差引簿、大学ノートに項目ごとに整理しセロテープで重ね貼りされているが一枚一枚内容の確認できる領収書、修正前の決算書及び修正中の決算書、これをもとに交付金の使途報告の内容と一致するか項目ごとに修正中の決算書の支出と領収書をつき合わ

せた。

まだ関係書類については整理が完了していないものの、基本的に収支と交付金の関係で整理されていることは明らかであった。そこで、会計処理上の基本的な問題について意見交換をし、帰庁後請求人へ進捗状況の報告を行った。

その後、区役所としては喜連西連合振興町会の決算書の修正作成が完了した時点で内容を精査及び確認し、その上で、請求人に状況報告をすることとしていたが、それを待たずに、11月22日に当該役員から連合振興町会内で修正決算報告をしたとの連絡があり、喜連西連合振興町会では11月19日に町会長・社会福祉協議会役員合同の臨時会議を開催したこと、定員21名中17名の参加で3分の2以上の出席により成立した会議のなかで、連合振興町会当該役員から平成20年度から22年度の交付金の会計処理上の誤りを謝罪し、使途及び各年度の修正決算書に基づいての決算報告と会計監査報告を行い了承されたとの情報を聞き、急遽11月25日に喜連西連合会館を訪問し当該役員及び会計と面談し、連合振興町会の決算書について状況を聞き、帳簿、領収書、現金及び預金を整理し直し、平成20年度から22年度の修正した決算書を作成したことを聞き取った。

その際に区役所として、帳簿、領収書並びに修正された決算報告書の内容を確認した結果、活動別使途報告書との整合性に問題はないと判断した。

しかし、結果として進捗状況を請求人に連絡する前に、連合振興町会として結論付けたという状況に至った。

11月25日時点での調査結果は、公金である交付金の管理について、当初収支決算書に記載されることなく、当該役員が預かり金として20年度、22年度については個人名義通帳で私金と混同して別で保管していたという極めて不適切な処理ではあるものの、平成20年度から22年度の交付金に係る喜連西連合振興町会からの報告内容について、各年度の活動実績報告書の内容に整合性を欠くものは見当たらず、交付の目的及び対象となる活動が実施されていることを確認した。

また、活動別使途報告書についても、修正し承認された連合振興町会の決算書等関係書類の調査において適正であり、整合性を欠くものがないことも確認した。

併せて、連合振興町会として行政協力活動並びに地域住民の福祉の増進を図るための活動を積極的に実施していること、当初においては連合振興町会の会計処理において計上漏れの誤りが見られたものの、組織内において再調査、整理及び修正がなされ監査も再度実施されたこと、町会長・社

会福祉協議会役員の会議において、本件に係る事情説明並びに会計上の不備について連合振興町会当該役員から謝罪されるとともに各年度の決算書の修正について監査報告もなされていることを確認した。

さらには、交付金の現金管理において連合振興町会当該役員の個人的流用が疑われている点については、交付金の活動別用途報告書の記載には一部齟齬があるものの、交付金部分に関わって支出された金額が交付金額を超えており、不正の事実を確認するにいたるものは存在しないことを確認した。

しかしながら、今回のような事態が起こらないように、団体の金銭の管理において、安全で間違いのないルールをきっちりと定め、適正な執行と正確な記録を行い、常にガラス張りの運営を行うように指導してきたところであり、このように、先行して臨時会議が行われたため、速やかに請求人にその状況報告を行う必要があることから、その内容について、11月29日に請求人に電話で伝えたが、あくまで経過報告であり、また、区役所として提示を求めてきた20年度の預金通帳の写し又はこれに代わる銀行の記録が提示されていないままであることから、引き続き提示を求めることとし、その後再度連絡をするつもりであった。

また、住民監査請求が出された以降の調査により、交付金を別途現金管理していたことについては、他の一部役員も承知していたこと、また21年度については、当該役員管理のもとで他の役員が預かって現金管理していたことも判明した。

以上のように、区としては請求人の指摘に基づき連合振興町会当該役員並びに会計その他役員との面談を幾度も重ね、事実関係の確認、また交付金が適正に執行されているか等について調査を行うとともに、今後の会計処理についても適正化を図るよう指導してきており、本件において指摘がなされている平野区役所職員による喜連西連合振興町会当該役員の交付金横領への不作為には当たらないと考える。

市民局長通知「地域振興活動補助金」・「地域振興交付金」の交付に係る事務取り扱い上の留意点について（通知）に記載されている交付金については、その流れを区役所及び区地域振興会において把握し、連合振興町会までおりているところは連合振興町会、振興町会までおりているところは振興町会において組織として使われていることが分かる収支記録があること、また、その収支については、それぞれの組織の各会員に明らかになっていること、以上二点を確認しておくことについても、確かに一時期交付金については当該役員預かりとしていたことはあるものの、結果として組織で適正に使われていることを、立ち入り調査及び面談等において、収

支決算報告書並びに領収書等証拠書類により確認しており、不作為にはあたらないものとする。

しかしながら、今回のような事態に至らないよう、特に公金の収支については、それぞれの決算書に正しく記載されていることが当然に必要であり、各連合振興町会、各振興町会の公金の収支については、今後収支決算報告書に明記し、その透明性を確保するようあわせて、交付金の交付を受けている区内の全連合振興町会に改めて指導する。

以上のとおり今回の調査により、交付金については交付要綱に基づき活用がされてきたものであり、大阪市が損害を受けたわけではないことが判明したので、交付決定の取り消し、返還を求めるに至らないと考える。

引き続き、平野区の全22連合振興町会の補助金及び交付金の振込先口座について調査した結果、喜連西連合振興町会を除く19連合振興町会については、連合振興町会長若しくは会計名義の口座であり、1連合振興町会については、個人名義であるものの連合振興町会の会計専用の口座であること、もうひとつの連合振興町会については、日赤と標記がある連合振興町会と構成員及び役員を同じくする連合赤十字奉仕団の会計名義であることが判明した。今後は、必ず連合振興町会名義の口座で組織として管理するよう指導する。

今後、交付金の使途の確認などについては、現場履行確認や必要に応じて、立ち入り検査や帳簿書類の確認などにより、厳格な取り扱いを図り、公金の支出であるとの認識を持ち、交付金が行政協力はもとより、地域のコミュニティづくり、安全・安心、防災、環境美化、福祉の増進など規則、要綱に基づいて、適正に活用されるよう事務執行に努めていく。

また、大阪市地域振興交付金の存廃に関する指摘については、現在、市長の見直し指示のもとで、大阪市政改革プロジェクトチーム並びに区長会議において、十分に見直し検討を行うこととしている。

3 関係局陳述後の監査対象局の追加説明

関係局陳述において、他の連合振興町会の交付金振込口座を調査した結果について、「1連合振興町会については、個人名義であるものの連合振興町会の会計専用の口座である」としていたものについては、その後預金通帳の原本を確認したところ連合振興町会長名義であることが判明した。

当該役員が関与している他の補助金等については、振込先口座等の確認を行ったところ、補助金等の振込があった口座は個人名義ではなく交付先団体名義のものであり、所管局等への報告書等の確認も行ったが適正に提出されていた。

また、平野区役所が過去に実施した地域振興会等への指導及び助言については、連合振興町会長会議及び会計部長会等において、会計処理等の基本について指導及び助言を行っており、当該連合町会はすべて出席していた。

本件交付金の全額返還については、本件請求に伴う事実調査を実施する過程において杜撰な会計処理が明らかとなったため、平野区地域振興会から平成20年度から平成22年度までの本件交付金を自主的に返還したい旨の申し出があったので、平野区役所として了承し全額の返還を受けた。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求の監査対象は、前述のとおり、平成20年度から平成22年度に平野区地域振興会に交付された本件交付金について、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるかどうかであるが、請求人は、当該連合町会の決算書によれば、この3年間、本件交付金が喜連西地域で使用されておらず、当該役員は本件交付金の存在を町会長、役員や住民に一切知らせず、全額を横領したにもかかわらず、職員は不作為である旨主張する。

これに対して、平野区役所は、平成20年度から平成22年度までの本件交付金の対象となった事業等が実施されていたことを確認し、当該役員やその他の役員から事情聴取を行うとともに、平成23年11月19日に修正された平成20年度から平成22年度までの当該連合町会の決算書並びに帳簿、領収書の内容を確認した結果、各年度の活動別用途報告書との整合性に問題はないと判断した。一時期、本件交付金について当該役員が預かり金として保管していたという極めて不適切な処理がなされていたことがあったものの、結果として組織で適正に使用されていることを確認しており、請求人が主張する職員による当該役員の本件交付金横領への不作為にはあたらない旨説明する。

確かに、当該連合町会の活動別用途報告書に記載されている事業等が実施されていること自体は確認されていることから、一定の経費が支出されていることは推認できる。また、活動別用途報告書に記載されている事業等としては、本件交付金の交付対象事業等として必ずしも適切を欠くものとは言えず、当該連合町会において保管されていた領収書等についても、適正な領収書等の証拠書類として認められる可能性があるものも少なくはない。

しかしながら、当該連合町会において保管されていた領収書等の中には、領収書そのものがないもの、領収書の日付けや印がないもの、領収書等の記載では購入物の内容が明らかでないものなどが多数含まれていた。また、平成20年度及び平成22年度に平野区地域振興会から配分された際の本件交付金振込口座は当該役員の個人名義であり、かつ当該役員個人の私金と混在していた。平成21年度の振込口座は当該連合町会名義であったものの、平成20年度から平成22年度を通じて、現金による保管がなされていたにもかかわらず、本件交付金に係る出納簿等は作成されていなかった。

さらに、当該連合町会において本件交付金の存在が明らかになったのは、当該役員が本件交付金について謝罪と釈明を行った平成23年9月の当該連合町会定例会の時点であった。このような状況からすると、本件交付金が適正に使われたことが確認できないばかりか、極めて杜撰な会計処理がなされていたと言わざるを得ない。

一方、請求人からの指摘を受けて8月下旬から平野区役所が当該連合町会に対して実施した立入検査においては、本件交付金が充てられたとされる領収書の確認や当該連合町会の役員への事実確認は行われたものの、本件交付金に係る帳簿等が作成されておらず一部の通帳が紛失しているとの理由で、それ以上の詳細調査を実施していなかった。さらに確認を行ったとする領収書等は、前述のような数多くの問題を含むものであったというのであるから、要綱等に定められた職務上の義務を果たしていなかったのではないかの疑念は払拭できない。

以上のことからすると、地域振興交付金の取り扱い等に係る平成20年12月4日付け市民局長通知において区役所での事務処理上の留意点として、交付金の流れを把握し、組織として使用され、会長等の個人収入となっていないことがわかる収支記録があること並びに組織の会員に明らかになっていることを確認しておくこととされているにもかかわらず、確認がなされているとは言えない状況であった。そうすると、債権管理に問題があったことは否定できない。

しかしながら、平野区地域振興会から平野区役所に対して、当該連合町会が不適切な会計処理を行ってきたことが明らかになったため、平成20年度から平成22年度までの本件交付金を返還したい旨の申出があった。それに対し、平野区役所は、平成24年2月1日付けでその返還を受けた。そうすると、少なくとも請求人の主張する本市の損害の補填がなされ、本件請求の前提となった債権が消滅したと言うほかない。

なお、本件交付金の返還が住民監査請求の監査期間満了日の2日前にな

されたことは遺憾である。

5 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされた本件請求には理由がないと言わざるを得ない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、そもそも交付金の財源は公金であり、交付目的によりその用途に一定の制約があることは明らかである。地域振興交付金は、活動別用途報告書等の確認によって、交付対象事業等が適切に行われているか確認する制度となっている以上、その確認が漫然と行われることは許されず、本市はチェック体制を見直すなど地域振興交付金の履行確認のあり方について検討すべきである。

また、平野区役所による交付金活用に関する適切な指導がなかったことにより、当該連合町会の決算報告書等に本件交付金の記載がなく、当該連合町会の役員のほとんどが平成23年9月29日に至るまで本件交付金の存在さえ知らなかったと言う事実から判断すると、地域振興交付金施策の当該地域での有効性が欠落していたと言わざるを得ず、関係者に猛省を求めたい。

地域において地域団体が果たす役割が大きいこと、また地域において多くの市民がボランティア等として尽力いただいていることは十分承知している。しかしながら、本件事例に鑑みて、地域団体に直接的に又は間接的に補助金等を交付する所管局等は、改めて地域団体に対し要綱等の遵守を徹底するとともに、適正な履行確認を行うことが重要である。この際、地域団体に交付されている補助金等について、改めて調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じ、公表すべきである。